

令和２年度徳島県青少年健全育成審議会議事録

1 日 時 令和２年７月２１日(火) １３：３０～１５：００

2 場 所 県庁１０階 大会議室

3 出席者

委 員 安藝恭子，泉 富士夫，大西浩子，岡田利恵，越智日和，兼松好恵，
川中善暢，楠 悦子，小池直人，阪根健二，佐々木淑子，清水友紀，
中東勢治，中村晃子，西村智子，藤田純，細川麻里子，牧野直樹，
村崎文彦，村澤普恵， 森拓二郎，山本真由美

事務局 未来創生文化部長ほか

4 議事次第

(１) 開会

(２) 議事

１) 諮問事項について（有害がん具の指定について）

２) その他

【事務局から資料確認等の説明】

【開会の挨拶】

【議事１「とくしま青少年プラン２０１７の概要及び進捗状況について」

次世代育成・青少年課事務局（以下単に「事務局」とする。）より説明】

会長

ありがとうございました。ただ今、事務局から、本県におけるボーガン、クロスボウの使用状況や他県の状況、そして有害玩具類の指定理由等について説明をしていただきました。本日は、このクロスボウ、ボーガンですね、有害玩具類の指定について審議を皆さまにさせていただくわけですが、日頃、青少年の皆さんに携わって、いろいろな面からご協力、ご支援をいただいている方が本日揃っていらっしゃいますので、せっかくの機会ですので、今回のこのクロスボウ、ボーガンの事件のことも含めまして、皆さんから青少年を取り巻く状況であるとか、この 23 歳の男性が起こした事件、何か事前にこの男性のためにできなかったのかと、口頭でいうのは簡単なんですけれども、何かそういったこととか、健全育成の視点からですね、皆さんから広くご意見をお伺いして、まとめていきたいと思っております。なるべくたくさんの方からご発言をいただきたいと思いますけれど

も、ただ今の事務局からのご説明に対してのご質問でも結構ですし、確認事項、あるいは事件に対して思っていること、どんなことでも結構です、どなたからでも結構です。挙手の上、ご発言いただければと思います。いかがでしょうか。

委員

宝塚の事件のより以前に、焼き肉店さんか何かで、従業員さんを店主が手のひらサイズをつまようじを装填したボーガンでいじめるという事件がありました。手のひらサイズの金属製の物は、規制の対象に含まれているのか、質問させていただきたい。

会長

事務局、いかがでしょうか。

事務局

矢の大きさについては規制はされていないんですけれども、事件の状況を検証して、矢の威力が基準に該当するものについては規制がかかることになっております。

委員

手のひらサイズの金属製のボーガンがインターネットで流通していて、いじめ事件を起こしているので、例えばそのつまようじを使うボーガンは刺さるけど、生命に危害は及ぼさないんで規制の対象には入ってないですよとかいう線引きがあるんでしょうか。

事務局

特に矢の形状については規定はされていないです。

委員

素材を聞いているのではなく、ボーガンは大型のものから小型のものまであるんですね、世の中に。その小型のボーガンって呼ばれるものまであるんで、それが生命に関わるものもあれば、いじめ事件に使われたような事例があるんで、今回のこの指定に関して、どこまでの線引きを想定されているのか、ちょっと数値だけでは私、分からなかったんで。

事務局

今、委員より貴重な提案、いただいたところでございますけども、これまでも、例えばナイフにしてもですね、刃渡りが何センチだとか、多分、そこで線引きって極めて難しいんだらうと思っております。そういったことから、まずは他県の事例も参考にさせていただきながら、極めて凶悪な、危ないであろうというところで、規制をさせていただいたというところでございます。

委員

例えば威力の数値が低いものを改造するなど、銃でもありますけど、結局、最初の販売時は規制の対象に入っていない商品でも、改造して強化してしまったらそういうこと事件

を起こすっていう商品もありますけど。基本、売買基準の時点の性能評価で判断する感じですか。

はい。分かりました。

会長

今、委員がおっしゃられたことというのは、本当に有害というのをどこで線引きするかということで、どんなものでも命に関わることがあるということになろうかと思いますが、今回のこの諮問に関しては、ここに書かれている規定で一応、話し合うというような理解でよろしいでしょうか。委員がご提言されたことについては、非常に重要なことだと思いますので、事務局も私たちもそれを頭にとどめておいて、今後ですね、生かしていくようにできるのではないかと考えております。よろしいでしょうか。

貴重なご意見、ありがとうございます。

他の方、いかがでしょうか。関連したことでも結構ですし、日頃、思っていること、お考えがございましたらぜひお願いしたいと思います。

23 歳のこの男性が逮捕から再逮捕までされました。報道によりますと引きこもりをしていたということもあり、引きこもりの人が皆さん必ずしもこのような事件を起こすわけではございませんけれども、本当に何があったんだろうと思います。警察としてはどのように見ていらっしゃいますか。

委員

今回の事件につきましては、青少年ではなく、成人に達した引きこもりの男性が事件を起こしたということで、これに至るまでいろんなところからの支援がなかったのかなっていうところを、この事件を見たときに考えました。未成年の学生の頃とか、20 歳になるまでの間、どこかの機関が携わっていなかったのかなと、家族としても声を上げられなかったのかなと考えております。

また、県内におきましても、この引きこもりに関してはいろんなサポート機関もありますので、そういったところの広報啓発等もしていく必要があるなと思った事案でした。

会長

ありがとうございます。周りがどうにかできなかったかということは、恐らく誰もが思うことではないかと思うんですけども、本当にどうにか、事前に引き留められることができなかったかと強く思います。

他にいかがでしょうか。

委員

副会長をさせていただいてますけども、そんなに経験豊かでもなければ、本当に自分の子育てで精いっぱい、子育て仲間の人と話をしたり、先輩の保護者の方から情報を得たり、その程度の知識しかないのでお恥ずかしいんですけども。今回、ちょっと今、質問いただいたことと話がそれるかもしれないんですけど、やはり母の会の同じメンバーの方に、代表として来る限りは話を聞いてみようと思って、まず、うち、娘なんで、娘とか息子と

か線引きしちゃいけないのは分かるんですけど、息子をお持ちのお母さんで、たまたま弓道をされてた、息子さんが私の身近な人に 2 人いるのでちょっと聞いてみました。「私、これを玩具というの？っていうのが正直、玩具じゃないでしょうって、おもちゃじゃないでしょうっていうのが、今回、基本的に思ったんですけど、男の子っていうのは何とかごっことか、女の子も好きですけど、多分に男の子は本能的に好きなものだと、そこが究極は戦争ごっこですよ。でも本当の戦争好きな子はいない、恐らく。だけど、そのまねごとをしてみたい。こういうものを扱うと人を殺めることができるんだっていう、小さいときからの意識のなさというか、だからこの子も家庭環境に問題があったのかもしれない。弓道を始めるときには先生から最初に言われることは、これは競技をするものであるけれども、一つ間違えれば殺めてしまうことなんだっていうのはどの先生もおっしゃるらしい。」当たり前のことですけどね。だから、こういう、今回のこの物が玩具というくくりということ自体が、有害だろう、無害だろうと関係なく、おもちゃじゃないでしょうっていうのが本音なんです。ちょっと話がそれましたけど。なので、小さいときから、やっぱり、本能としてちゃんばらごっことか、そういうのは好きだっていうのはあるけども、究極、人を殺めちゃうっていうことはどういうことなのかっていうことを、この子が多分、学ぶ機会っていうたらおかしいですけど、そういうのがなかったことが悲しいかなと思う。ちょっとつじつま合わないような回答になりましたけど。

会長

ありがとうございました。大変、ご貴重なご意見だと思います。学ぶ機会がなかったということは、もしかして周りの家族や大人と意思疎通がうまくできていなかったというようなこともあり、いろんな場面で意思疎通をする機会がなかったのかなというふうにも思うところです。ありがとうございました。他の方、いかがでしょうか。

委員

今回、審議の内容についている有害玩具類の指定についてはこのとおりでいいと思うんですね。ただ、今、委員の方々からいろいろ意見が出ていたんですけども、資料 1 の 2 ページ目の 6 っていうところの、過去の 10 年間の事例の事件を見たときに、年齢が 19 歳から 34 歳の男性ということが共通しており、あと無職ということも一部共通していることを考えたときに、この宝塚の方に関しては、私、ニュースでしか知らないんですけども、やっぱり、この方の心の中に怒りをすごく感じるんですね。

2 ページ目の上の 4 の秋葉原の無差別殺傷事件とか、去年いろいろありましたけれども、無差別の殺傷事件というのが、やっぱり自分自身が世の中に認められていない怒りの矛先がこの宝塚の方の場合はご家族だったんですけども、無差別の殺傷事件につながっているような感じがするんですね。そういう意味では、家庭環境の中で教育する機会がなかったのかとか、学校教育の中で教育する機会がなかったのかっていうところなんですけれども、大半の方はですね、やっぱり危険だっていうことは分かる教育を受けていると思うんですね。けれども、多分そこから、私は医者じゃないので言いませんけれども、いろんな理由でそれが通じない子どもさんが、やっぱり、一部いらっしゃって、それが増加傾向にあるわけですけども、そういう意味では、この有害玩具指定っていうことを県で決めら

れるだけではなくって、そういう一部の、従来の教育ではなかなか通じにくい子どもさん、これはだから、私は家庭が悪いわけでもないし、学校が悪いわけではないと思うんですけども、一部そういう方がいらっしゃるということに関しての、やっぱり、教育の機会、特別な教育の機会っていうものを、この有害玩具指定にプラスして、やっぱり、徳島県として、こういう事柄が必要だと思いますので取り組んでいきますっていうような一文を入れていただければと思います。だから、家庭教育であったり、学校教育であったり、あとキャリア支援というかですね、引きこもり対策っていうのをされているんですけども、なかなかやっぱりそこに乗りにくい家庭とかもあると思いますので、その辺り、すごく難しいんですけども、やっぱり何か対応を考えていかないと。規制したからなくなるっていうものではないと思いますので、その辺りの教育の在り方みたいなことも合わせて検討していただければなっていうふうに思います。ちょっと長くなりました、以上です。

会長

ありがとうございます。大変、貴重なご提案だったと思います。事務局、いかがでしょうか。これを有害玩具として指定をするということに加えて、徳島県としてはこういう取り組みで指導していくとか、そういったようなことを織り込むようなことはいかがでしょうか。

事務局

今、貴重なご意見いただきまして、家庭教育だけでなく、学校教育含めて社会全体で取り組んでいかなければならないと思っております。ただ、今回は、今後、同様の事案を未然に防いでいこうということが主な目的でございます。今回は規制をかけるという意味もございまして、やはり啓発の意味も含めまして指定をさせていただこうかと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

会長

この有害玩具類の指定が大きな啓発につながる、という意味が込められていることかと思えます。他にいかがでしょうか。

委員

私もこの4月より補導センターの所長に着任いたしましたが、元は中学の教員です。今、これが玩具として認定されているとか、一つの殺傷能力の高い武器だと思うんです。それを簡単にネットで購入できるという、そういう社会を大人であるわれわれが考えていかなければいけないんじゃないかということが一つ。

それと、この23歳の犯人ですが、引きこもりをしていたとか、ちょっと私、うろ覚えなんですけど、近所の人意見、確かニュースで言ったときに、いつかはこんなこと、なんか奇声を発したりとか、そういうことでこういうふうなことを起こすかもしれん、怖い存在だったとかいう傍ら、同級生は、非常に女の子に対して優しかったとか、なんか人気者だったって、そういうふうな2面性みたいな人を確かニュースでやったように思うんです。それで、引きこもりだったっていうときに、学校現場として何ができたらどうか。

また、私、児童相談所にも勤めたことがありまして、そのときにいろいろ勉強させていただいたんですが、やはりそういうふうな引きこもり等の内面的に不安定な子に関しては、学校現場だけでなしに関係機関との連携、例えば医療につなぐとか、児童相談所との連携、心理士を置いてますので、そういうふうな子に対しての早期治療みたいな、何かのサインがあるはずなので、そのときに教員、学校としてどういうふうに対応できるか、また、関係機関としてどういうふうな動きができるかっていうこともいろんな課題かなと思います。以上です。お願いします。

会長

はい。ありがとうございました。本当に引きこもりとか、いろいろな問題というか、見えたときにどのように対処できたかということと、それから、ネットでこの玩具とはいえないような、いわばその、武器のようなものが買えるというのも考えなければならない点かと思います。ネット社会というのは本当にこのコロナ禍においては外出できないときの買い物という面では、今回、私たちも随分、助けられましたけれども、じゃあ何でも買えるという世の中になってしまっているというところも考えなければならない点かと思います。ネット社会がもうこれだけ進んでしまいましたので、後戻りをさせるということではできないと思いますが、さて、それをどうすればいいのかということは今、委員さんからもご意見をいただいたところかと思います。

ネットで何でも簡単に買えるという状況を見たとき、また何か引きこもるようなことがあった場合に、周りの人はどんなことができたんだろうかということを感じる次第です。他の方、いかがでしょうか。

委員

正直、クロスボウについては、あまり知識がないのですが、衝動的にナイフを持ったり、クロスボウを持ったりする子どもたちも大人もいると思われま。それがたまたま、目の前に殺傷能力の高い物があつた訳です。だから、衝動的にぱっと目の前で取れないような形として有害玩具として指定をしておく。業者が徳島県の人には売ることを躊躇するだろうという論理で考えていくと指定は意味があるだろうと思います。例えばネットで見ても、徳島ではもう指定されているんだということが分かることは一つの意味があるだろうと思います。

要は、今回の条例もそうだろうと思うんですけども、有害玩具の指定を徳島県がなぜするのかっていうことに対しては、もうすでに 10 年以内に徳島県で既にクロスボウでそのような事件があつたということが大きいポイントだろうと思います。それから、もう一つは、やはりどんな玩具を売っちゃいけないかっていうことは、業者はジュールとかキログラムメーターっていう、俗にトルクとか、あるいは仕事量とかそういうもので殺傷力の動きを決めますので、そう考えると、この数値でいくと、間違つて打つても人を完全に殺傷してしまうか、しまわないかという瀬戸際を一つのこの数字に表しているんだろうと思います。ですんで、徳島ではこれが売れないとか、あるいは通販で買おうとしてもやっぱりこれは問題があるんだろう、ということをイメージをするというのはすごく大きいと思います。

それから、もう一つ、徳島の子どもたちに何かイメージを持たすことはできないだろうかと思います。例えば、これは諮問に対しての答申ですから、例えば知事に答申をする際に、審議会ではそういうふうな付帯的な意見が出たとか、あるいは報道に対して、徳島県ではやはり子どもたちの将来とか、未来とか、あるいはキャリア教育とか、そういうものをすごく大事にするという意識が伝わるんだってというようなことを、具体的に付け加えながら答申をするということも一つのやり方だろうと思います。

会長

ありがとうございました。大変、具体的なご提案をいただきましてありがとうございました。他の方、いかがでしょうか。はい。どうぞ。

委員

さきほどのご意見をお聞きしまして、当然、答申に付記するというのはいいと思います。先ほどから出ている引きこもりの方とか、学習障害のある方というようなイメージを特定することはいかななものかと思います。引きこもりだから起きたわけでもないですし、学習障害があるからできたというわけでもないで、付記する場合には非常に慎重にやっていただきたいと思います。以上です。

会長

ありがとうございます。おっしゃるとおりです。引きこもり等だからという理由で、このような事件を引き起こすわけでは決してございません。そのことをですね、肝に銘じて、頭の中にきちっと置いて、意見具申にするようにしたいと思います。ありがとうございました。

さて、他の方、いかがでしょうか。公募で大学生の方がいらっしゃって、お若い方の代表といいますか、ぜひ何かお考えがありましたらお聞かせいただけますか。

委員

はい。私、今年、20歳になって、今はまだ19歳なんですけど、このクロスボウの販売可能性のある店舗数にびっくりして、この資料を拝見したときに。こんなに徳島県内でも85店っていう合計が出てるんですけど、自分が手に入れようと思ったときに、ネット以外でも実際に店舗に足を運んだときに、こう手に入れられる可能性があるお店が、県内っていうか、自分の身近な所にあるんだっていうのは、すごく一番最初に驚いたところではあります。

今の議論の中で、学校教育とか、家庭教育っていうお話が出てたと思うんですけど、私、今、NPOのほうで地域の中で社会教育っていう部分で活動していて、中学生にずっと関わっているんですけど。家庭と学校で見せる子どもの様子ってやっぱり違うっていうのを、外から見ていて思っていて。学校の、例えば校長先生と話をしたときに、出てくる子どもの印象と、家庭ではこんな感じだによって保護者が言う印象って違うかったりもするし、大学生の前で見せる顔も全然違うかったりするので、学校と家庭と第三者的な、ななめの関係の位置にいる大学生とか、地域で活動してる人たちとか、子どもに関わる人たち、こう、

全体、包括してみんな考えていかないといけないと、今の議論を聞いていて思いましたし、私もまだ子どもな部分もあるんですけど、中学生に関わって活動している身として、きちんと子どもの様子、発言とか、表情とか、きちんと見て、動いていきたいと改めて思いました。以上です。

会長

ありがとうございます。今、19 歳なんですね。で、中学生の方と関わり合っていて、そういった活動をされてるわけですね。そういった中で、日々いろいろ感じることもあるんだと思います。それを大事にして、またいろんな方のために活動を続けていただきたいと思います。他の方、いかがでしょうか。はい。どうぞ。

委員

質問なんですけれども、徳島県内のお店で買えないっていうのは何となくイメージできるんですけども、この人もネットで買ったって、仮に東京のお店のネットで買おうとした場合、徳島の子どもが買ったら、それは売らないって必ずそうなるのかっていうのを知りたいですし、そういうのはもうお店に任せてるっていうような形になるんじゃないかなとか思ったりします。あと、親の名前で買ったりしたらするっと買えてしまったりするんでしょうか。その辺、ちょっと教えてもらいたいです。

事務局

この条例の規制でございますが、県内の業者に対し青少年への販売を規制するものですので、県外業者の方が県外においてインターネットを含め県内の青少年への販売というのは規制の対象外となってしまいます。もう一つは、県内においても親御さんの名前等で買われるということは、やはり擦り抜けてしまう可能性があるかと思います。

委員

手に入りやすい状況はあんまり変わらんかなっていうような感じもしますけれど。

事務局

ただ、やはり先ほども申しましたが、徳島県内の青少年には売らないようにしてくださいという啓発というか、未然防止という意味で今回、審議をお願いしておるものでございます。銃刀法にもこのクロスボウは対象とならないものがございますので、少々歯がゆいところがございますが、未然防止のために今回、お願いしておるような状況でございます。

委員

分かりました。

会長

委員さんのおっしゃっている事はよく理解できます。ご心配はごもっともだと思います。御意見ありがとうございました。

委員

有害玩具のことについて、お話が進んでおりますけれども、学校現場においても、まず教職員、それから保護者の方にやはりこの有害玩具のことについて啓発が必要かなというふうに改めて感じております。子どもたちを取り巻く大人のほうがしっかりと認識をして、子どもたちに教えていくと。

先ほど来、ネットで購入ということでネットの話も出ておりますけれども、このようなネットの社会になってまいりますと、使わないという指導の時代は終わりましたので、いかにうまく使っていくかということが課題になっています。子どもたちにとって善悪、それから必要、不必要、その辺りのところをしっかりと識別する力、それから情報を入手したときに活用する力を今後、子どもたちに身に付けさせていく必要があるかなというふうに考えております。こういう有害玩具等につきましても、ネット上で購入できないようにするのが一番なんですけれども、なかなか完全にというのは難しいと思います。目の前に、手を出せば届く所にあっても手を出させない、それから、それが必要であるのか、不必要であるかということは、最後は子どもたち自身がしっかりと認識して、識別していかなければならないと思いますので、そういう意味においては、関わっていくわれわれ大人がまずはしっかりと知識を持って、関わらなければならないかなというふうに感じております。

それから、先ほど、委員さんのほうから、子どもたちが見せる顔というのは人によって違うというようなお話があったかと思います。コロナの関係で、子どもたちが家庭で長くいたという時期がありました。現在、学校は正常に、平時に戻っておりますけれども、学校が再開されたときに、やはり子どもたちが若干疲弊していた感じがあったと。けれども、多くの方が、先生方を含め、地域の方、いろんな方が子どもたちの周りで動き始めて、関わっていく中で、日々子どもたちは元気を取り戻していると聞いております。そこからも考えますと、やはり子どもたちを取り巻く環境というのは、ネットの情報も大切ではありますが、実際に関わる人と人というところが重要なかなというふうにも感じております。本日、子どもたちに関わってくださる皆さまがたくさんお集まりですので、地域、それから日々の生活の中で、ぜひ子どもたちに優しい言葉掛けをしていただけることや知識を授けていただけることで、子どもたちも前を向いていくのかなというふうに感じております。

会長

ありがとうございました。さて、時間もそろそろ迫ってまいりましたけれども、株式会社ローソンさん、コンビニエンスストア協会さんは24時間営業しているということで、24時間明るいので、防犯のためにということで地域貢献をされているとお聞きしています。今回のこと、あるいは日頃、青少年を取り巻く環境についてですね、考えていらっしゃるでしょうか。

委員

青少年を取り巻く環境のことって、なかなか日々、考えて、なかなか生活、仕事上、してないんですが。今回の件につきましていうと、当然、有害玩具の指定っていうのは当然やるべきだとは思いますが、とはいえ、どんな規制をしても拳銃で自殺したっていう方も

いるぐらいですから、どんなものでも手に入ってしまうと思うんですけども。日頃の教育といえますか、家庭も含めて、そういったものが大事になるんだろうということと。

あと、ちょっと気になっていたのは、先ほど、委員さんがおっしゃった、うちも高校生、中学生の子どもがいるので、やはり手のひらサイズのというお話があったと思うんですけど、むしろそちらのほうが件数とか、起きていることを考えますと非常に大事なのかなと思いますので、この有害指定は当然なんですけど、そういったもっと身近なところについても、やっぱり今後、協議、審議をすべきじゃないかなとは感じました。すみません、以上です。

会長

ありがとうございました。先ほど来、最初に委員さんからのご提言があって、今、また実際にお子さんをお持ちの保護者というお立場からの御意見でございましたが、再度、事務局、いかがでしょうか、今のご提言について。

事務局

今回につきましては、一応、威力、形状等を指定した上で、有害玩具として指定をさせていただこうかと思っておるんですが、それ以下のものにつきましては、別の機会で見えにつながらないような形でありますとか、ボーガンだけに限らず、その点については今後、協議してまいりたいと考えております。

会長

はい。そのように私たちも進めていくことができればと思います。さて、皆さん、全員から意見をお聞きしたいところではございますが、時間が迫ってまいりました。何かご意見ございますか。

委員

県庁からの資料に、有害玩具等の悪用事例が紹介されておりますが、ほとんどが悪用や誤用に尽きると思います。さきほどの手のひらサイズのボーガンのお話も、爪楊枝を飛ばすのか、鉄製のやりを飛ばすのかで効果は違ってくるでしょう。細かく突き詰めていくと、何でも規制となってしまうので、個人的な意見としてはルールでガチガチに固めると、逆に支障をきたすこともあり得るがあると思います。ただ、今回のクロスボウの事案に関しては、委員の皆さん殆どが規制すべきだと思ってらっしゃるかと思います。今回の規制は県内販売業者への規制となるだけですが、今日来てくださっている記者の方々、四国放送・NHK・徳島新聞社さんで、こういうことが決まったと報道して下さったら、各ご家庭に届いて、ご理解が得られるといいですね。

一つ気になりましたのが、資料の中に、クロスボウと比較するものとしてアーチェリーと弓道があがっていたことです。比較するものがなかったからここに入っているのでしょうか、アーチェリーや弓道は、スポーツや武道として成立しているものであり、指導者もちゃんといらっしゃいますので、配慮と申しますか、誤解を生まないようにしていただければと思います。全国で100名程度がクロスボウをスポーツとして楽しまれているようで

すが、あくまで私個人の意見ですが、日常生活においてクロスボウがスポーツとして楽しまれているという実感が無いものですから、規制してもいいと考えております。本日の会議においても、委員の皆様はクロスボウの悪用や誤用に着目されて、規制をした方がいいと考えていらっしゃると思います。

会長

ありがとうございました。本来でございましたら出席者全員の皆さまからご意見をいただきましたかったところでございますが、時間が迫ってまいりましたので、審議のほうはこれで終了とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。また次の機会に、審議会でご意見を皆さまからいただきたいと思います。

それではですね、クロスボウを有害玩具類に指定することが適当であるという答申をしたいと思いますが、皆さま、いかがでしょうか。ご異議ございませんか。ありがとうございます。それでは、そのように答申をしたいと思います。

答申の文案についてなんですけれども、先ほど来、皆さまからもご提言をいただいておりますが、そういったことも参考にさせていただきながら、どのようにして文案をまとめるかということにつきましては、会長である私に一任をしていただければと思いますけれども、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、ボーガン、クロスボウについての審議はここで終了といたしまして、次にその他といたしまして、事務局からお願いいたします。

事務局 青少年プラン 2017 説明 資料 6

会長

ありがとうございました。来年がこの、徳島青少年プランの見直しの年となります。次回になりますでしょうか、皆さんにこのご審議をいただいて、この見直しをしていくことになると思いますので、是非とも皆さんからまたご意見をいただきたいと思います。今回、初めて、委員になられた方もいらっしゃいますので、事務局からこの説明をさせていただきました。

それでは、以上で本日の議事を終了いたします。